

栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針

県が発注する建設工事の請負業者の指名選定に当たっては、栃木県建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

I 請負業者指名選定の基本方針

建設工事請負業者の指名選定に当たっては、県内建設業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに、公正な競争入札の確保に努めるものとする。

II 請負業者指名選定の取扱方針

1 大型工事

- (1) 大型工事（2億円以上の土木一式工事及び3億円以上の建築一式工事）については、受注機会の拡大を図るため、努めて分離、分割発注を実施する。
- (2) 分離、分割発注が不適當な技術的難度の高い大型工事等については、努めて共同企業体方式を採用する。
- (3) 分離、分割発注による工事の落札者は、当該工事のその他の分離、分割工事の指名から除外する。

2 選定区域

事務所間の格付業者数と工事等級別発注件数との調整を図るため県内を県北、県央、県南の3ブロックに区分し、当該ブロック及び隣接する土木事務所管内から、適宜指名業者を選定することができるものとする。

| 区 分 | ブロック内土木事務所 |
|-----|--------------|
| 県 北 | 大田原、矢板、烏山 |
| 県 央 | 宇都宮、鹿沼、真岡、日光 |
| 県 南 | 栃木、安足 |

3 優良業者等

- (1) 栃木県優良建設工事表彰要綱第4条の規定に基づき知事表彰を受けた優良建設業者については、優先的に指名することができるものとする。
- (2) 県工事施工の実績を有しない業者を指名する場合は、原則として直近下位の工事等級から指名するものとする。
- (3) 工事の成績が良好でない（栃木県建設工事検査規程第8条第1項第2号の規定により不適合の程度が重大である等の工事を含む。）建設業者については、その事由の発生後、当分の間指名を差し控え、若しくは、当該業者の格付に相応する工事等級以上の工事について指名は行わないものとする。なお、工事の成績が良好でない業者等については、県土整備部長が別に定める。

4 指名業者数

請負対象額に応じた指名業者の数は次のとおりとする。ただし、2者を限度としてこの数を増減できることとする。

ただし、緊急を要する工事についてはこの限りではない。

| | 請 負 対 象 額 | 指名業者数 |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 1億円以上 | 15 |
| 2 | 5,000万円以上 1億円未満 | 12 |
| 3 | 2,000万円以上 5,000万円未満 | 10 |
| 4 | 500万円以上 2,000万円未満 | 8 |
| 5 | 500万円未満 | 6 |

5 指名選定の公平確保

- (1) 指名選定に当たっては、建設関係協会に加入している否とにかかわらず、有資格業者の中から選定することとし、その公平を確保する。
- (2) 受注量が一部特定業者に片寄ることを防止するため、可能な限り他部局等と連携を密接にし、公共工事手持量の把握に努め、請負業者を指名選定する。

6 附 則

- (1) この取扱方針は、昭和57年 8月10日から適用する。
- (2) 昭和56年度栃木県土木部建設工事請負業者指名選定取扱方針は廃止する。
- (3) 栃木県優良建設業者優遇措置要領（昭和55年 8月 1日施行）は廃止する。
- (4) この取扱方針の改正は、昭和60年 4月 1日から適用する。
- (5) この取扱方針の改正は、平成元年 4月 1日から適用する。
- (6) この取扱方針の改正は、平成5年 4月 1日から適用する。
- (7) この取扱方針の改正は、平成7年 4月 1日から適用する。
- (8) この取扱方針の改正は、平成8年 4月 1日から適用する。
- (9) この取扱方針の改正は、平成11年 4月 1日から適用する。

なお、改正後のⅡ・3・(1)・オの規定は、この取扱方針の適用の日以後に指名停止措置等を受けた者に適用し、同日前に指名停止措置等を受けた者には適用しない。

- (10) この取扱方針の改正は、平成13年 4月 1日から適用する。
- (11) この取扱方針の改正は、平成15年 4月 1日から適用する。
- (12) この取扱方針の改正は、平成18年 4月 1日から適用する。
- (13) この取扱方針の改正は、平成19年 6月 1日から適用する。
- (14) この取扱方針の改正は、平成22年 7月 1日から適用する。
- (15) この取扱方針の改正は、平成28年 2月 1日から適用する。

別紙

記

- 1 II 1(3)の分離・分割工事の指名については、次による。

分割した工事の指名の重複は避けることとするが、やむを得ず重複して指名する場合は、入札公告又は入札通知書に、先に行われた入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする旨の分割（分離）発注に係る入札条件を付して既落札者を除外するものとする。

- 2 II 3(2)の実績をもたない格付業者の指名について

原則として直近下位の工事等級からとするが、施工能力等を考慮して、更に低位からも指名できるものとする。

- 3 舗装工事の業者選定に当たっては、次のとおり取扱う。

県外業者で施工実績があり、しかも県内にプラント工場を保有し、かつ、営業所が設置されている業者については、県内業者扱いとする。

- 4 栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針は、秘扱いをしないこととする。